

委員会委員長作成に係る強化方針を検討すると、選手強化の熱意がにじみ出たものとなっはいるが、そのどこにも嘉納治五郎師範創設に係る柔道の理念、柔道の精神については言及されておらず、「JUDO」の競技性にのみ焦点が置かれているきらいがある。

勿論、競技団体である全柔連の強化委員会委員長が、金メダル獲得を強化方針の目標として掲げることは、ごく自然なことであるといつてよい。メダルを取ることを目標にすることは決して間違ったことではない。しかし、金メダル至上主義的発想から柔道本来の精神を忘れてしまえば、もはや柔道ではなくなってしまう。ナショナルチームの強化方針といえども、その中にも、嘉納治五郎師範創設に係る柔道の理念・精神を、しっかりとりたい、改めて日本のトップレベルの選手達に柔道の本来的存在意義を自覚させ、ひいては暴力否定を体の随までたたき込むべきである。それが、今後の日本の柔道を担う若年層の柔道選手たちにも必ずや良い影響を与え、柔道に対する日本国民の信頼の回復に資することとなろう。

### ② 指導者資格制度及び資格剥奪制度の確立

全柔連は、今回の問題の発生とは関係なく、平成25年度から、指導者資格制度（A、B、Cの各ランクの指導員資格を設ける）を導入しようとしていたところであるが、指導者資格の授与、更新、剥奪にからめて、柔道修行の目的が人間教育にあること、暴力的指導の根絶を図るべきことを指導者に徹底し、すべての柔道愛好家にそれを知らしめる絶好の機会といえる。

しかしながら、今日まで柔道界には独自の指導者資格制度がなく、その中で多くの指導者が指導をしてきた実績がある。このような既存の指導者に対し、どのように指導者資格の必要性を理解させ、指導者資格取得の義務化を納得させて、制度を定着させていくかが問題である。指導者資格制度を作っても、それを取得しなければ指導できないなどの拘束力をつけなければ、その制度は形骸化してしまう恐れがある。3年ないし5年といった猶予期間を設けて、その間に取得を義務付け、無資格者の活動に制限を加えることに踏み切る必要がある。既に多くの経験を積み、実績のある、指導者に対しては、C指導員の資格から順次取得させることが必ずしも望ましいものともいえない。一定の実績有する指導者に対して、A指導員資格の取得に挑戦できる等の特例を設けることは、多くの柔道家に受け入れられるのではないか。

指導者資格の取得の際は言うに及ばず、一度資格を取得した指導者に対しても、継続的に教育を施していかなければならない。指導者は学び続けていかなければならない。資格更新の際のリフレッシュコースの義務化、老齢、疾病等による指導者資格維持不適格者に対する措置、暴力的指導等の非違行為ないし不適切な行為を犯した指導者に対する制裁（指導者資格の剥奪等）ルールの制定と、その手続きを整備する必要もある。

### ③ 子供プロジェクト等の推進

次世代を担う子ども達に対し、柔道のすばらしさ、柔道の精神を伝えていくとともに、柔道が暴力とは無縁のものであることを教化していくことは、将来の柔道界にとって欠かせないことである。全柔連は、講道館とも連携し、様々なプロモーション

ョン活動を行っていく必要がある。具体的には、柔道修行の目的をわきまえた模範的有力選手の協力を得て、子供達を感化するための柔道教室や各種イベントの開催、子供を教化するためのリーフレット、パンフレット、ポスター等の作成などを積極的に推進すべきである。子供達の思考に重大な影響力を持つ保護者らについても、同時に啓発活動の対象としなければならないところである。

#### ④ 規律委員会・裁定委員会制度の創設

柔道界から、暴力をはじめとする非違行為ないし不適切行為をなくすために、以下のとおり、懲罰案件の調査・裁定機関を整備することを提案する。

##### ○規律委員会

競技遂行の過程で生じた懲罰案件の調査・処理

##### ○裁定委員会

上記以外で生じた関する懲罰案件（「暴力的指導」を含む）の調査・処理

〔注〕

規律委員会の委員員には、法曹関係者（弁護士等）を一名以上充てること。  
裁定委員会の委員には、必ず複数の法曹関係者（弁護士等）を充てること。  
裁定委員会の独立性をどこまで保証するかは問題である。すなわち、裁定委員会の処分を理事会の承認にかからせるか否かという問題であるが、本委員会が調査対象とした暴力的指導問題が社会の耳目を引き、少なからず柔道に対する社会の評価を低下させたことにかんがみれば、全柔連の暴力的指導の根絶、ガバナンスの適正化に対する確固たる姿勢を示す意味からも、「理事会からの完全独立組織」とすることを提案したい。

## 2 全柔連組織の改革

前記第5の2、4記載のとおり、全柔連の本件問題に対する諸対応が十全を欠いた背景には、組織よりも実業団や大学といった「所属」の縦の人間関係を優先させる体質があったこと、柔道界の常識ではなく世間一般の常識を体現できる人材が不足していたことなどの要因があると思われ、それらの要因を除去するために、組織上の改革が必要であると思料する。

### ① 外部第三者の執行部中枢への登用

全柔連の執行部内に、柔道界とは無縁の「柔道繋がりではない者」を入れることにより、全柔連の業務の執行に当たり、柔道界の閉鎖的な発想に従うことの弊害を指摘し、あるいは、世間一般の健全な常識に基づく意見を開陳する者が存在することになり、全柔連組織の適正な運営に資するものと考えられ、そのことは、ひいては全柔連の組織を守ることに繋がることを認識すべきである。

よって、全柔連執行部に、全柔連の非会員である第三者（過去に会員であった者を除く）である理事（外部の第三者を理事に就任させることが前提となる。）複数名を、新たに執行部中枢に迎え入れるべきである。なお、外部の第三者のうち少なくとも1名は、不祥事の発生の際の適切な対応に当たらせるため法曹関係者を充てるべきであると思料され、さらに、柔道が国際化し、IJFにおいて、柔道競技に関する重要事項が決定されるなどの現状にかんがみれば、外部の第三者としては、国際感覚と対外的折衝能力を身につけた人物の招聘が肝要であろう。

外部の第三者を執行部中枢に登用する方法としては、常務理事会を設け、常務理事に就任させることが現実的かもしれない。

## ② 女性枠設定による理事への女性の登用

全柔連では以前から女性の理事への登用の必要性は、それなりに意識されていたようであるが、適材がいないと称して実現されなかったようである。しかし、全柔連の登録会員における男女比が、およそ5：1である現状にかんがみ、また、本件問題に対する全柔連の対応が不適切であった一因として、本件問題の処理に当たり、執行部の男性幹部にはA選手周辺的女子選手らに対する悪影響に配慮する視点が欠落していたことが挙げられるように、しかるべきポストに女性が就任していることの重要性を考慮すれば、数名、複数名の女性理事に登用するのが相当といえよう。

当面は、複数の女性理事の枠を確保し、政策的に理事に就任させるべきである。女性理事の活用範囲は、女子選手の強化責任者、女子選手・女子職員の苦情・相談窓口の責任者など多岐に及ぶと思料される。

## 3 強化システムの再検討

前記第5の3①記載のとおり、全柔連幹部、強化委員会、監督・コーチ、選手相互間には、国際強化選手の指導に係る基本事項について、認識の齟齬があったものと思料され、それら基本事項についての方針を検証するとともに、相互に理解を共有する手立てを講じなければならない。

### ① 監督・コーチ人事の明確化

ナショナルチームの監督・コーチの選考については、適任者の資質に関して様々な見方があり、誰もが賛成する監督・コーチを選任することは容易ではない。しかしながら、監督・コーチの人事については、選考の権限を持つ部署と責任者を明文で定め、かつ、外部に公表する必要はないものの、選考の基準を明文化しておくべきである。選考後、当該部署の責任者は、選考理由についての説明責任を負わなければならない。

### ② ナショナルチームの監督・コーチと所属の監督・コーチとの連携強化

ナショナルチームの監督・コーチと、選手が所属する大学や実業団の監督・コーチが、強化方針、強化スケジュール等に関して、十分な連携を取ることは、個人種目である柔道にとって、最も重要である。

ナショナルチームと所属チームの権限及び役割を明確化し、柔道の技能の指導にに関してのみならず、広報、医療、コンディショニング等の適正化を図るべきである。

### ③ ナショナルチームへの選手選抜、代表選手選抜の際の説明責任

選手選考については、様々な考え方があろう。選考試合に勝った者を選考する方法は、客観的に見て公平でわかりやすいといえる。しかし、世界と闘う、金メダル獲得を目指すという場合に、相手方となるであろう外国人選手との相性等を考慮して、選手を選考することも一つのやり方である。どのような選考基準を作るにしても、上記①と同様に、選考の権限を持つ部署と責任者を明文で定め、かつ、外部に公表する必要はないものの、選考の基準を明文化しておくべきである。選考後、当該部署の責任者は、選考理由についての説明責任を負わなければならない。

### ④ 強化委員会の分割による女子強化委員会の創設等